

海洋プラスチック問題について

平成30年7月

環境省

海洋プラスチック問題の現状（概要）

1. 海岸での漂着ごみの事例



山形県酒田市飛島



長崎県対馬市

2. 漂着物の例



漁具



ポリタンク



洗剤容器

3. 想定される被害

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響

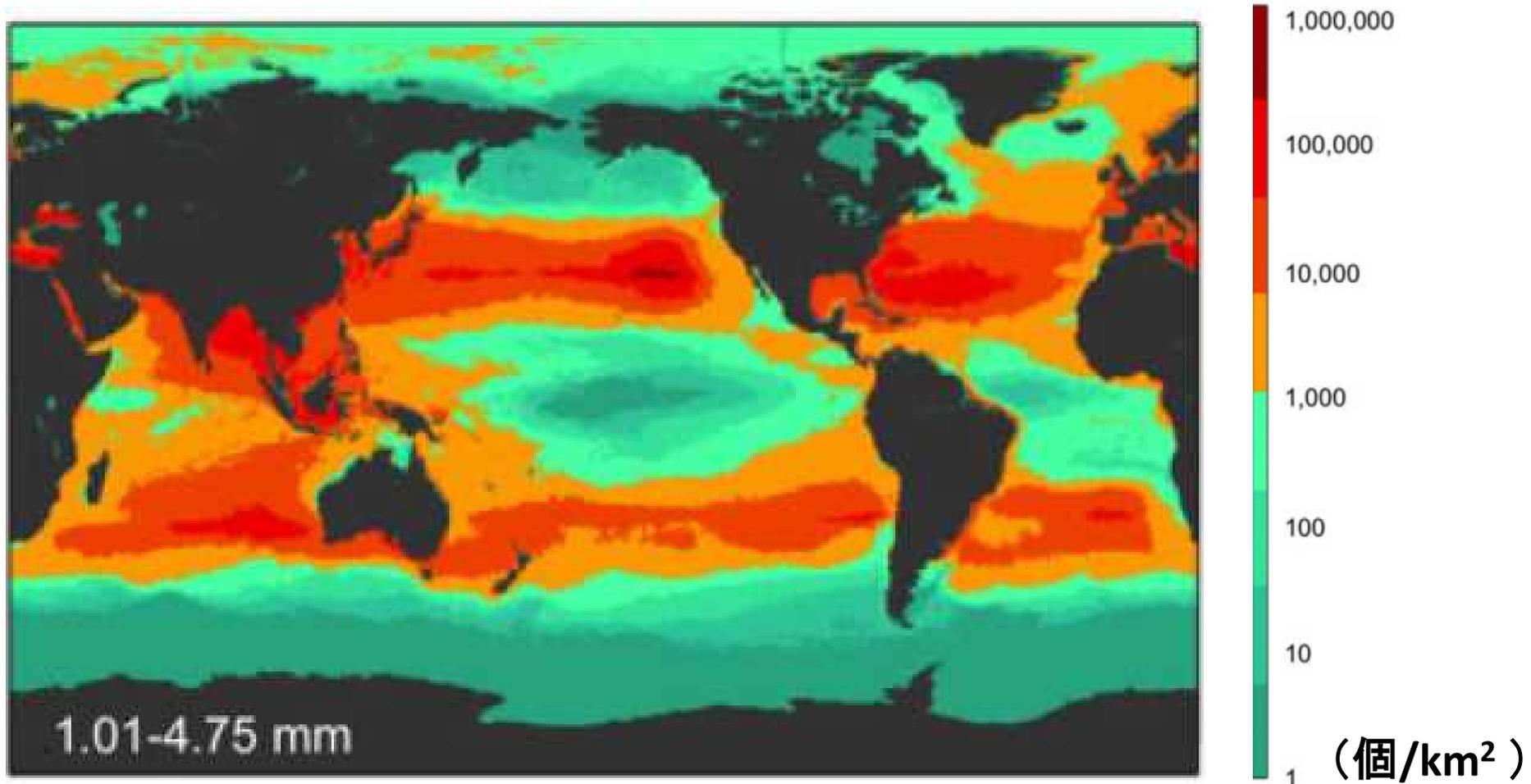
⇒近年、海洋中のマイクロプラスチック（※）が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

※サイズが5 mm以下の微細なプラスチックごみ



海洋プラスチック問題の現状（世界の分布）

- **海洋プラスチック**による海洋汚染は**地球規模**で広がっている。
- **北極**や**南極**でも**マイクロプラスチック**が**観測**されたとの報告もある。

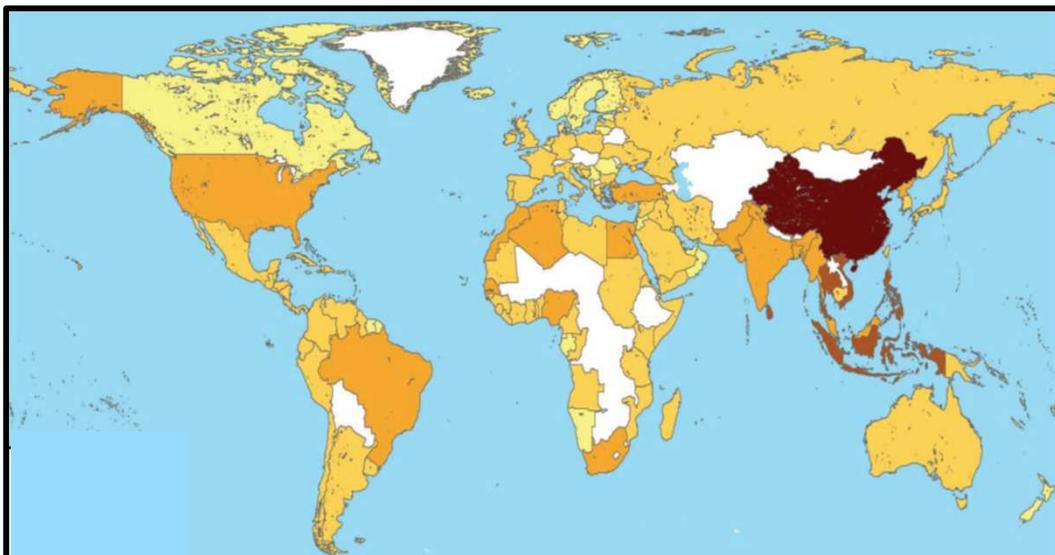


マイクロプラスチック(1~4.75mm)の密度分布(モデルによる予測)

(引用) Eriksonら (2014), "Plastic Pollution in the World's Oceans: More than 5 Trillion Plastic Pieces Weighing over 250,000 Tons Afloat at Sea", PLoS One 9 (12), doi:10.1371/journal.pone.0111913

海洋プラスチック問題の現状（海洋に流出するプラスチック）

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量（2010年推計）ランキング



海岸から50km以内に居住している人々によって不適正処理されたプラスチックごみの推計量（2010年）で色分けした地図（濃い色ほど、ごみの発生量が多い。）

1位	中国	353万 t / 年
2位	インドネシア	129万 t / 年
3位	フィリピン	75万 t / 年
4位	ベトナム	73万 t / 年
5位	スリランカ	64万 t / 年
	⋮	
20位	アメリカ	11万 t / 年
	⋮	
30位	日本	6万 t / 年

※推計量の最大値を記載

○陸上から海洋に流出したプラスチックごみの発生量（2010年推計）を人口密度や経済状態等から国別に推計した結果、**1～4位が東・東南アジア**であった（※1）。

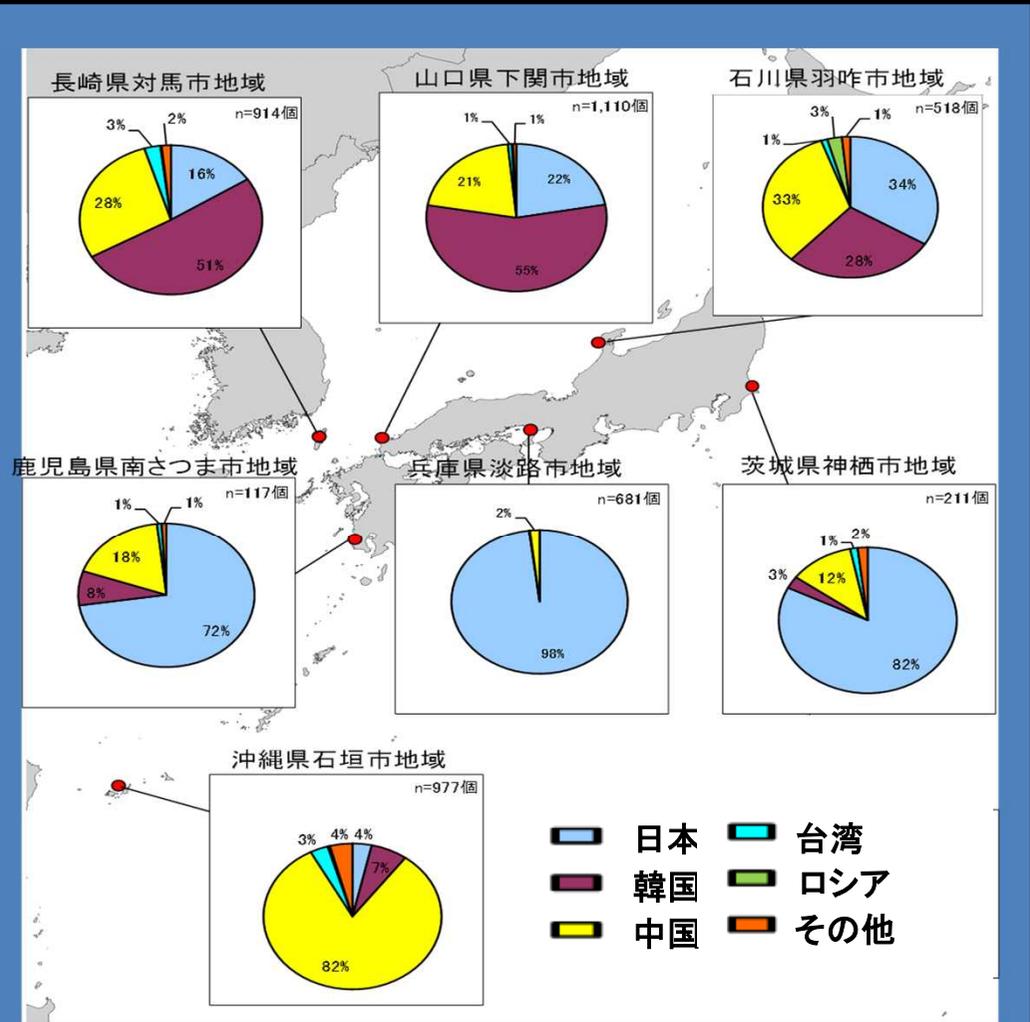
※1（出典）Jambeckら：Plastic waste inputs from land into the ocean, Science (2015) を基に記載

○世界経済フォーラムの報告書（2016年）（※2）によると、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過すると予測された（重量ベース）。

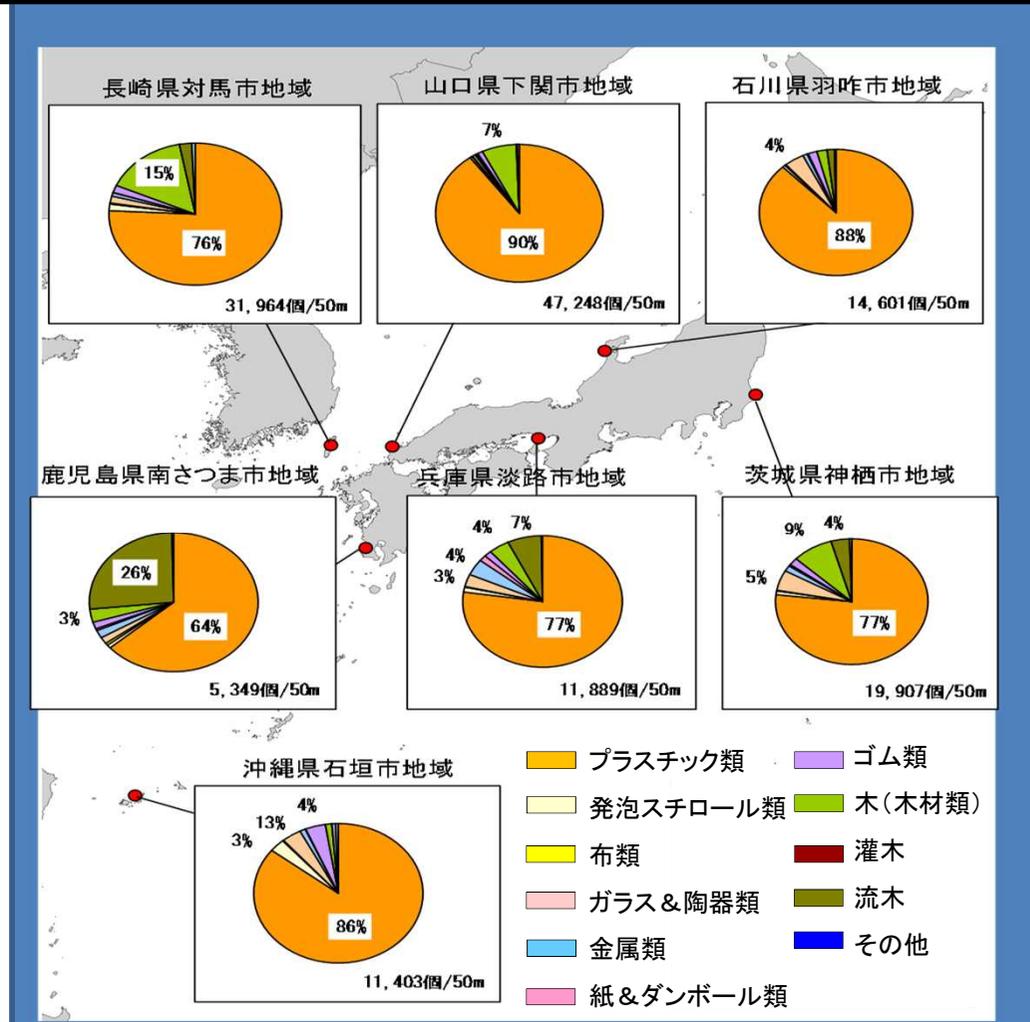
※2（出典）The New Plastics Economy: Rethinking the future of plastics (2016.Jan. World Economic Forum)

我が国での漂着ごみ調査結果（個数の種類別割合、ペットボトル製造国別割合）

- 種類別では、いずれの地点も**プラスチック類が最も高い割合**（個数ベース）を占めている。
- 漂着ペットボトルの製造国別では、**太平洋側では日本製のものが多く、東シナ海及び日本海側では外国製（中国・韓国）のものが多く**傾向にある。



ペットボトル（個数）の製造国別割合
（平成22～26年度（5年間）合計）



漂着ごみ（個数）の種類別割合
（平成22～26年度（5年間）合計）

海洋プラスチック問題に関する国際動向

持続可能な開発目標(SDGs)(2015.9)

- 持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの1つとして「**2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する**」が掲げられている。



G7

<G7伊勢志摩サミット (2016年5月) >

- 首脳宣言において、**資源効率性及び3Rに関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与**することも認識しつつ、海洋ごみに対処することを再確認。

<G7シャルルボワサミット (2018年6月) >

- G7全ての国が**海洋環境の保全に関する「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」を承認**し、「海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋のプラスチック廃棄物や海洋ごみに対処」するとした。
- カナダ及び欧州各国が「**海洋プラスチック憲章**」を承認するものとなった。(達成期限付きの数値目標等を含むもの)
- 安倍総理からは、**日本が議長を務める来年のG20でもこれらの問題に取り組む**意向である旨、発言を行った。

国連環境総会(UNEA3)(2017.12)

- 「**海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議 (resolution)**」が採択され、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処するための障害及びオプションを精査するための専門家グループ会合を招集することを決定。5月に第1回会合を開催。

G20

<G20ハンブルクサミット (2017年7月) >

- G20サミットでは初めて海洋ごみが首脳宣言で取り上げられた。
- これまでのG7による取組を基礎としつつ、発生抑制、持続可能な廃棄物管理の構築、調査等の取組を盛り込んだイニシアチブ「**海洋ごみに対するG20行動計画**」の**立ち上げ**に合意。

日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM20)(2018.6)

- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策等について、率直な意見交換を実施。**中国・韓国と海洋プラスチック問題がグローバルな共通課題であるとの認識を共有**。
- **2019年に日本で開催されるG20首脳会合及び大臣会合に向け**、連携・協力を確認。

注) 中国は、2017年末から非工業由来廃プラ、2018年末から工業由来廃プラの輸入を禁止。

海洋プラスチック問題に関する国内動向

海岸漂着物処理推進法改正 (2018.6.15成立)

- 目的の改正：海洋環境の保全の観点等を追加。
- 「漂流ごみ等」の追加、漂流ごみ等の円滑な処理の推進
- 3 Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制
- マイクロプラスチック対策（事業者による使用抑制・排出抑制努力義務、政府によるマイクロプラスチック抑制のための施策の在り方についての速やかな検討及びその結果に基づき措置を講じる旨を規定）
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

第4次循環型社会形成推進基本計画(2018.6.19閣議決定)

- 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。

海岸漂着物等地域対策推進事業

平成30年度予算 4億円
(平成29年度補正予算 27.1億円)

- 都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援

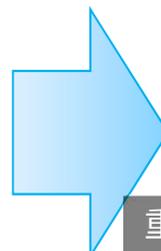
(補助率)

地域計画策定事業（都道府県のみ）：補助率 1/2

回収・処理事業、発生抑制対策事業：補助率 7/10

～9/10

さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動 6

今後の方向性

来年のG20日本開催に向け、国際・国内双方の取組を
関係省庁と連携しつつ進める。

2019年G20に向けた国際社会への発信

- 真に地球規模で海洋プラスチックを減少させるという観点から、国内対策の加速化に加え、途上国を巻き込んだ対策・施策を国際社会にも打ち出していくことが不可欠。
- 国際社会をリードするため、我が国としては、途上国の発生抑制等地球規模での実効性のある対策、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築等を念頭に、国内対策とも連動させつつ更なる国際連携・協力等の対応策を来年のG20までに取りまとめ。

プラスチック資源循環戦略の策定

- 海洋プラスチック憲章の内容をカバーしつつ、第4次循環型社会形成推進基本計画に基づくプラスチック資源循環戦略を、来年のG20までに策定。

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）（抄）

- （略）プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。
- 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。

海岸漂着物処理推進法基本方針の改定

- 今般の法改正やG7・G20等の動向を踏まえ、各種国内・国際施策（実態把握、回収処理、発生抑制、国際連携・協力）を一層充実・加速化する内容を盛り込み、来年のG20までに改定（閣議決定）。